daily コラム

2025年7月25日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

特定親族特別控除の創設と健康保険の取扱い

大学生アルバイターに朗報?

令和7年度税制改正において創設された「特定親族特別控除」は、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で所得金額が58万円超123万円以下の人(給与収入換算で123万円超188万円以下)を新たに「特定親族」というカテゴリーに区分して、特定親族の所得に応じた所得控除を受けられるようにしたものです。

特定親族の	所得税の	住民税の
給与収入	控除額	控除額
123 超~150 以下	63 万円	45 万円
150 超~155 以下	61 万円	45 万円
155 超~160 以下	51 万円	45 万円
160 超~165 以下	41 万円	41 万円
165 超~170 以下	31 万円	31 万円
170 超~175 以下	21 万円	21 万円
175 超~180 以下	11 万円	11 万円
180 超~185 以下	6 万円	6 万円
185 超~188 以下	3 万円	3 万円

※給与収入の各数値は「万円」

社保の被扶養要件も追随

この改正を踏まえて、社会保険の被扶養 者認定要件のうち、年間収入を 130 万円未 満とするものについても、19 歳以上 23 歳未満である場合は 150 万円未満として取り扱いをすることが予定されています。厚労省は5月~6月にかけて、パブリック・コメントを募集し、その中で10月には適用予定としています。

「壁」は動くだけ?

では、特定親族の給与収入が 150 万円を 超えた場合はどうでしょうか。税の控除は ある程度受けられるものの、健康保険につ いては社保の扶養対象外となるため、特定 親族は扶養者とは別に国民健康保険か社会 保険に加入することになります。

また、休学中・定時制・通信制ではない大学生については社会保険の加入対象外となるため、本来企業が半額を負担してくれる社会保険の選択肢がありません。

いずれにせよ、年収で税や社保の適用が 定められるのであれば、「壁」はどこかに発 生します。後はどのくらいの割合で困る人 が出るか、という見極めになるのでしょう か。



社保に加入できない大学 生はコストパフォーマン スが良い、と目を付ける 企業があるかも?